

令和6年4月5日
財務部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

(株)佐賀広告センターを指名停止としました。

1 指名停止対象業者

(株)佐賀広告センター(佐賀市天神3丁目2番23号)
役務:広告・宣伝・写真・製図・その他

2 指名停止期間

4月5日から4月18日まで 2週間

3 指名停止理由

(株)佐賀広告センターは、商工振興課発注の「唐津市プレミアム付商品券発行事業運営業務」において、抽せん時に設定していた繰上順と異なる者を繰上当せん者とし、商品券を販売した。このことは、市と締結した契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるため。

4 指名停止措置の根拠

同社は、契約に違反しており、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱別表第1第4項(契約違反)に該当する。

指名停止期間については、(短期)2週間以上(長期)4か月以内の範囲内で措置することとなるが、加算条項に該当しないため、2週間とする。

5 令和4年度～令和5年度発注実績

令和4年度	5件	1,614,000円
令和5年度	5件	4,042,500円

(本件の問い合わせ先)

財務部 契約管理課

担当:松尾

電話:直通72-9240 (内線1361)